

「国家戦略特別区域（愛知県、広島県・今治市）に係る特定実験試験局として  
使用可能な周波数の範囲等を定める告示の一部改正案に係る意見募集」

に対して提出された意見と総務省の考え方

（意見募集期間：平成28年8月13日～平成28年9月16日）

【意見提出 1件】

No	意見提出者（順不同）	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	今般、国家戦略特別地域である愛知県及び広島県今治市の区域において、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進するため新たな周波数を追加することとありますが、実験局に於いては限りある周波数資源を占有することなく運用調整の重要性をご理解頂き関係諸団体とも連携して運用頂きます様お願い申し上げます。	特定実験試験局は、他の無線局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲で運用することを想定しています。	なし